



平成25年6月21日

各 位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役会長兼社長 益 本 康 男
コード番号	6326
上場取引所	東京・大阪（市場第1部）
問合せ先	コーポレート・コミュニケーション部長 細 谷 祥 久
TEL	(大阪) 06-6648-2389(東京) 03-3245-3052

米国預託証券のニューヨーク証券取引所における上場廃止申請 及び米国証券取引委員会への登録廃止申請に関するお知らせ

当社は、平成25年6月21日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」)における当社米国預託証券(以下、「ADR」)の自主的な上場廃止及び米国証券取引委員会(以下、「SEC」)への登録廃止の申請を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は昭和51年11月、米国内における株式の流通促進、知名度向上及び資金調達窓口拡大などを目的にNYSEにADRを上場しました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法の求める内部統制の構築のほか、株主及び投資家に対する積極的な情報開示に努めてきました。

一方で、日本の金融・資本市場の国際化が進展し、外国人投資家による日本市場での株式取引が増加したことや、日本の法令及び会計基準等の改正により財務報告に関する開示規制の日米差異解消が進展したことなど、大きな環境変化がありました。

今般、上場当初に掲げた目的をほぼ達成した一方で、NYSEにおける当社ADRの取引高が少ないことから、上場継続の経済合理性が低下したと判断したため、NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請を行うことを当社は決定しました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所、大阪証券取引所

3. 上場廃止等に関する予定

2013年	6月下旬	NYSEに対して上場廃止を通知
	7月上旬	NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請書(Form 25)を提出
	7月中旬	NYSE上場廃止の完了
	10月上旬	SEC登録廃止の完了

また、当社はNYSE上場廃止の完了後に継続開示義務を終了させるための申請書(Form 15F)をSECに提出する予定です。継続開示義務はForm 15F提出日から90日後に終了します。

なお、SECから審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、その後のスケジュール等に変更が生じる場合があります。

4. 今後の見通し

NYSE 上場廃止後も当社は米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能です。

なお、米国証券取引法に基づく継続開示義務が終了した後も、当社の財務諸表やその他の情報の英文による開示は当社ホームページ上で継続し、海外の株主及び投資家の皆様に対する適切な情報提供に努めます。また、当社の連結財務諸表は引き続き米国会計基準に基づいて作成します。

5. 当社 ADR に関するお問い合わせ

JPMorgan Service Center(米国)

電話番号 :1-800-990-1135 (米国内通話無料)

:1-651-453-2128 (米国外から)

ウェブサイト :www.adr.com

E-mail : jpmorgan.adr@wellsfargo.com

(営業時間は米国東部時間の平日午前 7 時から午後 7 時まで)

以上